

令和7年12月18日

蕨市長 頼 高 英 雄 様

蕨市国民健康保険運営協議会

会 長 植 田 富 美 子

蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて（答申案）

令和7年10月23日付、蕨第71023号にて諮問のありました標記の件について、審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本市では、国民健康保険の広域化に伴い策定された「埼玉県国民健康保険運営方針」において、目標として示された「令和8年度までの赤字の解消」や「令和9年度からの保険税水準の統一」等により、令和2年度から3回に渡り段階的に税率改正を行ってきたところである。

しかしながら、今後も高齢化の進展による医療費の増加、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少などにより、本市国民健康保険財政はさらに厳しい状況になることが見込まれる。

また、標準保険税率から推計される令和8年度の1人あたり必要保険税調定額に対する本市の保険税調定額の不足率は、令和6年度末時点と比較すると約20%と見込まれ、保険税水準統一目標年次の令和9年度においては、医療費の伸びなどにより、さらに不足率が拡大する可能性が高い。

「の乖離が」 → 「と」 に修正しております。

こうした状況を踏まえ、本市の国民健康保険事業においては、引き続き保険税収納率向上のための取組強化のほか、データヘルス計画に掲げられている特定健診・特定保健指導の受診率向上対策の取組や、糖尿病性腎症重症化予防対策による医療費適正化の取組と合わせて、保険税率の見直しは必要であると判断されるが、子ども・子育て支援金の徴収開始による新たな負担が生じることを踏まえ、被保険者の負担が急激に増加することのないよう一定の見直しにとどめ、次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。

○保険税改正案

		令和7年度	令和8年度
医療分	所得割	6.4%	6.8%
	資産割	10.0%	廃止
	均等割	33,000円	41,100円
	平等割	3,000円	廃止
後期高齢者支援金分	所得割	2.2%	2.5%
	均等割	14,000円	15,600円
介護納付金分	所得割	2.2%	2.3%
	均等割	12,000円	13,200円

資産割・平等割を「0%」⇒「廃止」に修正しております。